

総社市電気自動車等導入費助成金交付要綱を次のとおり定める。

令和4年9月28日

総社市長 片岡 聡 一

総社市電気自動車等導入費助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、電気自動車等の普及を促進し、もって大気環境の改善及び地球温暖化の防止に資するため、予算の範囲内において、電気自動車等導入費助成金(以下「助成金」という。)を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)において使用する用語の例によるもののほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車等 経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金交付要綱の規定に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センターが実施する補助金交付事業の対象として承認を受けた、電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車をいう。
- (2) 新車 初めて新規登録を受ける普通自動車若しくは小型自動車又は初めて新規検査を受ける軽自動車をいう。
- (3) 登録日 新車の新規登録又は新規検査を受けた日をいう。

(助成金の交付対象)

第3条 市長は、登録日から起算して1年以上前から、引き続き本市に住所を有する者又は本市に本社を置く法人(国、地方公共団体その他の公共機関を除く。)であって、電気自動車等の新車を導入するもの(以下「導入者」という。)に対し、助成金を交付するものとする。ただし、導入者に市税の滞納がある場合は、交付対象としない。

- 2 助成の対象となる電気自動車等は、導入者が自ら使用する目的で導入するものであって、使用の本拠の位置が市内のものでなければならない。
- 3 助成の対象となる電気自動車等は、1導入者につき1台を限度とする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、電気自動車等1台につき15万円とする。

- 2 市長は、次の各号に掲げる電気自動車等の区分に応じ、当該各号に掲げる額の範囲内において、助成金の交付を行うものとする。ただし、予算の執行状況を勘案した上で、必要と認める場合は、当該各号に掲げる額を超えた助成金の交付を行うことができる。

- (1) 三菱車(三菱自動車工業株式会社の製品である電気自動車等をいう。次号において同じ。) 予算の額に100分の50を乗じて得た額
- (2) 三菱車以外の電気自動車等 予算の額に100分の50を乗じて得た額

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする導入者(以下「申請者」という。)は、登録日の属する年度の3月31日までに、助成金交付申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 電気自動車等の自動車検査証の写し
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、交付を決定した場合には、当該申請者に対し、助成金交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査において、交付しないことを決定した場合には、当該申請者に対し、その旨を通知するものとする。

(請求及び交付)

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、市長に対し、助成金請求書を提出するものとし、市長は、これに基づき助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年10月1日から施行し、登録日が施行の日後である電気自動車等について適用する。